



草 笛

教育目標

～生氣広野に充ちる北の大地に立ち～

- 1. 考えを深め表現・創造する人間
- 2. 心豊かに思いやりを実践する人間
- 3. 自らをきたえたくましく生きる人間

帯広市立帯広第七中学校 学校だより
No.4 令和元年5月28日発行

コミュニティ・スクール

校長 小玉 功

5月17日(金)に、市教委の主催で七中校区におけるコミュニティ・スクール説明会が開催されました。お忙しい中、ご参加いただきましたPTA役員の皆様、そして地域の皆様には心よりお礼申し上げます。

帯広市は、今後3年程度で、市内すべての市立小中高校において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入を目指す予定です。その第1段階として七中校区が今年の10月から、愛国小、大正小、七中の3校で1つのコミュニティ・スクールを形成し、動き出していくこととなりました。

コミュニティ・スクールは、これまでの学校評議員会に代わるもので、その役割も変わります。役割は、法律で以下の4つに定められています。

- ① 校長が作成する学校の基本的な方針を承認する。
- ② 学校運営について意見を述べる。
- ③ 教職員の任用に関して意見を述べる。
- ④ 地域住民の理解・協力・参画の促進を図る。

説明会終了後、「七中校区の3校は、地域はとても協力的だし、PTAも活動的で協力を惜しまないから、今さらコミュニティ・スクールにならなくても」といった意見が聞かれました。

何でコミュニティスクールにするのか。しかも3校で1つ。

コミュニティ・スクールを導入したらどうなるのか。

そうした疑問が湧いてくるのは、ごく自然なことだと思いました。

私見も入りますが、教職員は子どもたちにとっていわゆる「風」の人で、家庭や地域の方々には「土」の人です。社会が日を増すごとに、複雑化・困難化していく今の時代、子どもたちの生きる力は、学校だけで育まれるものではなく、家庭での教育はもちろんのこと、地域の多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育てていくことが必要です。地域の未来を担う子どもたちの成長は、その地域に住む人々の希望であるからこそ、地域社会を構成している一人一人(保護者、地域住民、教職員)が、当事者としての役割を自覚し、主体的に子どもたちの学びに関わり、支えていくことが何よりも重要です。また、中学校区で一つのコミスクを設置すれば、それぞれの学校の独自性(特色ある教育活動)を維持しつつ、9年間を見通した教育を進めることが可能になります。七中に進学してくる2つの小学校の教育内容に、できる限りで、こぼれが生じないように配慮することが可能となり、子どもたちはより安心感を持って中学校生活をスタートさせることができるようになります。

簡単に言うと、コミュニティ・スクールにするということは、「校長が替わっても学校は変わらない」そんな学校にするということではないでしょうか。地域の方々や学校が、15歳の春の子ども像を共有し、一体となって継続的に育む「地域とともにある学校」へ転換していくことだと考えています。

七中生の活躍! 努力は必ず実を結ぶ!

- ◆春季サーキット陸上競技大会第1戦(5月2日実施)
 - 中学1年女子 100m 15秒24
 - 中学女子 200m 31秒71
- ◆春季サーキット陸上競技大会第2戦(5月11日実施)
 - 中学1年女子 100m 14秒96
 - 中学女子 400m 1分13秒07
- ◆春季サーキット陸上競技大会第3戦(5月18日実施)
 - 中学3年男子 100m 第4位 11秒52
 - 中学1年女子 100m 15秒06
 - 中学女子 200m 31秒90
- ◆R1第1回種目別記録会
 - 中学女子 100m 15秒01
- ◆帯広市春季バレーボール大会(5月18日実施)
 - 女子トーナメント一回戦(第七中)2対1(緑園中)
 - 二回戦(第七中)0対2(第八中)
- ◆帯広市春季ソフトテニス大会(5月20日実施)
 - 第3位 組 ベスト8 組
 - ベスト16 組 ベスト32 組
 - 一回戦敗退 組

放課後にあった素敵な場面

今年は、例年になく雨が少なかったことと強風の影響で、畑やグラウンドの土埃が校舎の中に入り込み、汚れが目立つ状態でした。石川さんも一生懸命掃除をしてくれましたし、生徒たちも掃除の時間にしっかりと取り組んでくれていたのですが、自然の力にはなかなか叶いません。やってもやっても、廊下に土埃が積もってしまいます。



そんな20日(月)の放課後のことです。その日、部活動のなかった野球部の3年生の君とバレー部の3年生のさんが、自分たちで校舎をきれいにしようと、放課後みんなが帰った後、生徒全員の上靴の底を一足一足、雑巾できれいに拭いてくれました。そして玄関の床も丁寧に拭いてくれました。

誰かに言われたわけではありません。自分たちで気がついて、自分たちで、学校のみなが気持ちよく生活できるように何とかしたいと考えて、自分たちから行動してくれたのです。感謝の気持ちと嬉しさでいっぱいになった場面でした。

6月の予定

日	曜	予 定
1	土	第55回体育祭
2	日	
3	月	振替休業
4	火	
5	水	歯科検診
6	木	朝の集会
7	金	スクールカウンセラー来校日
8	土	大正小学校運動会
9	日	愛国小学校運動会
10	月	ALT 職委員会議
11	火	集金日
12	水	集金日
13	木	集金日
14	金	帯広市学校教育研究会一斉部会
15	土	全十勝春季野球・テニス・バレー大会 市P連役員研修会 愛国・大正PTA3校交流会
16	日	全十勝春季野球・テニス・バレー大会
17	月	安全確認日 校内研修
18	火	内科検診
19	水	前期期末テスト ナウマン号
20	木	
21	金	スクールカウンセラー来校日
22	土	
23	日	
24	月	教育相談①
25	火	教育相談② 学校教育指導訪問
26	水	中体連壮行会
27	木	教育相談③
28	金	教育相談④
29	土	帯広市中体連夏季大会
30	日	帯広市中体連夏季大会

～お知らせ～

- 8日(土) 大正小学校運動会
- 9日(日) 愛国小学校運動会
- 15日(土) 市P連役員研修会 三校交流会
- 29日(土) 帯広市中体連夏季大会
- 30日(日) 帯広市中体連夏季大会

経営方針

社会に出る力を身に付けた自立した人間としての資質を「認め、支え、高め合う教育」と「師弟同行」によって達成していく。

令和元年度

帯広第七中学校の教育

令和元年 5月28日発行

情報発信号

帯広第七中学校

いじめ防止基本方針の概要

本校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の基本方針、北海道の条例、北海道の基本方針、帯広市の基本方針の策定に伴って、「帯広第七中学校いじめ防止基本方針」昨年度改定しています。

詳しくはホームページに掲載しておりますが、その概要についてお知らせします。

「すべての生徒が、安心して学校生活を送る。」

「すべての生徒の人権を守る。」そのための取組です。

1 いじめをどう捉えるか

○「いじめは人として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組みます。

○「いじめは、どの生徒にも起こり得るもの」という緊張感をもち、いじめが発生した場合には、その解消に向けて、全力で組織的な対応を行います。

2 どんな学校づくりを目指すのか

○すべての生徒が自分を必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校を創ります。

3 いじめを生まないために取り組むこと

- ①教職員の不適切な認識や言動に、細心の注意を払います。
- ②生徒の様子を教職員が共有し、全員で対応します。
- ③生徒一人ひとりを大切にしたい学級経営を行います。
- ④学校・学級のルールを守る規範意識の醸成に努めます。
- ⑤「わかった」、「できた」という実感のもてる授業を行います。
- ⑥生徒に寄り添う指導や信頼関係の構築等に努めます。
- ⑦思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育を行います。

- ⑧生徒が主体となったいじめをなくす活動を支援します。
- ⑨「いじめは決して許さない」という姿勢を常に示します。
- ⑩ネットトラブル等について学習する機会を設けます。
- ⑪保護者や地域と学校の連携を深めます。

4 いじめを早期に発見するために

- ①日常の観察を大切にし、気になる生徒の様子があれば、速やかに報告、連絡、相談する職場環境を構築します。
- ②年3回のアンケート調査、年2回の学校適応感をとらえるアセスメントツール、年2回の教育相談週間を実施し、気になる回答や状況があれば直ちに必要な対応を行います。
- ③生徒や保護者が、いつでもいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。
- ④学校ネットパトロールを実施します。

5 いじめへの対応

- ①いじめに対する教職員の認識、理解を深め、いじめを正確に、積極的に認知して対応します。
- ②いじめの発見、通報を受けた場合には、直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、迅速に役割分担をしながら、学校として組織的に対応します。
- ③いじめと認知した場合は、直ちにいじめをやめさせ、事実関係を把握します。
- ④いじめを受けた生徒を守ることを第一に考え対応します。

⑤いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で臨みます。次に、いじめを行ってしまった気持ちを聴き、適切な指導と今後の支援について検討します。

⑥いじめの内容が犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関（警察等）と組織的に対応する体制をとります。

⑦いじめを行った生徒や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導を行います。

⑧事実関係を当該生徒の保護者に正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えます。

⑨いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、いじめ防止対策委員会において協議を行い、対策を改善し、完全な解消を目指します。

6 重大事態への対処

- ①学校は、重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告し、対応します。
- ②重大事態とは
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。